

魚津市告示第21号

魚津市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年3月23日

魚津市長 村椿 晃

魚津市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、魚津市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関して必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く、幼稚園、保育所、認定こども園等における保育士、幼稚園教諭、保育教諭等の処遇の改善のため保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業実施要綱（令和3年12月23日付け府子本第1203号内閣府子ども・子育て本部統括官通知別紙。以下「国要綱」という。）に基づき、特定教育・保育施設が実施する魚津市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業（以下「事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象経費等)

第3条 補助対象経費は、国要綱の4に規定するところにより、事業を実施するために必要な経費とする。

2 補助基本額は、国要綱の6に規定するところにより、次の各号により算定された額の合計額とする。

(1) 賃金改善部分補助基準額（別表）×令和3年度年齢別平均利用児童数（見込み）×事業実施月数

(2) 国家公務員給与改定対応部分補助基準額（別表）×令和3年度年齢別平均利用児童数（見込み）×事業実施月数

3 補助金の交付額は、補助対象経費の実支出額と区分に応じた補助基本額

とを比較して少ない方の額と、事業の総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、市長が指定する期日までに魚津市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業賃金改善計画書(様式第2号)

(2) 魚津市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業収支予算書

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、魚津市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金交付決定書(様式第3号)又は魚津市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金不交付決定書(様式第4号)により、当該申請者に通知するものとする。

(計画変更等の申請等)

第6条 規則第5条第1項第1号及び第4号の規定により、事業計画等の変更等の承認を受けようとする者は、速やかに魚津市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業計画等変更(中止・廃止)承認申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認等の可否を決定し、当該申請者に通知するものとする。

(事業状況報告)

第7条 この補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、市長が補助事業の実施状況について報告を求めたときは、魚津市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業状況報告書(様式第6号)を市長の指定する期日までに、市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して1か月を経過した日又は補助事業の完了した日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに魚津市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業賃金改善実績報告書(様式第8号)

(2) 魚津市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業収支決算書（見込）

(3) その他市長が必要と認める書類
（額の決定通知）

第9条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、補助事業者に魚津市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金額確定通知書（様式第9号）により、額の確定通知を行うものとする。

（関係書類の保存）

第10条 補助事業者は、補助事業に係る経費の内容を明らかにするため、会計帳簿及び関係証拠書類を備え付け、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

（1） 幼稚園、認定こども園（教育標準時間）

（単位：円）

定員区分	年齢区分	幼稚園		認定こども園（教育標準時間）	
		賃金改善部分	国家公務員給与改定対応部分	賃金改善部分	国家公務員給与改定対応部分
15人まで	4歳以上児	4,460	1,130	4,280	810
	3歳児	4,840	1,230	4,660	900
	満3歳児	5,530	1,410	5,260	1,060
16人から25人まで	4歳以上児	2,700	540	2,580	440
	3歳児	3,080	630	2,960	650
	満3歳児	3,770	810	3,560	810
26人から35人まで	4歳以上児	1,940	380	1,910	460
	3歳児	2,330	480	2,290	430
	満3歳児	3,010	660	2,890	600
36人から45人まで	4歳以上児	1,760	470	1,520	390
	3歳児	2,140	560	1,900	480
	満3歳児	2,830	750	2,510	640
46人から60人まで	4歳以上児	1,690	370	1,240	250
	3歳児	2,070	470	1,620	460
	満3歳児	2,760	650	2,230	620
61人から75人まで	4歳以上児	1,440	320	1,090	520
	3歳児	1,820	410	1,460	500
	満3歳児	2,510	590	2,070	660
76人から90人まで	4歳以上児	1,270	270	980	200
	3歳児	1,650	360	1,360	300
	満3歳児	2,340	550	1,960	460
91人から105人まで	4歳以上児	1,180	260	1,030	200
	3歳児	1,560	350	1,410	300
	満3歳児	2,250	540	2,010	460
106人から120人まで	4歳以上児	1,080	230	960	180
	3歳児	1,460	320	1,340	390
	満3歳児	2,150	510	1,940	550
121人から135人まで	4歳以上児	1,020	420	920	270
	3歳児	1,400	510	1,300	360
	満3歳児	2,090	700	1,900	530
136人から150人まで	4歳以上児	960	210	870	300
	3歳児	1,340	300	1,250	270
	満3歳児	2,030	490	1,860	440
151人から180人まで	4歳以上児	870	320	800	160
	3歳児	1,260	300	1,180	370
	満3歳児	1,940	480	1,790	540
181人から210人まで	4歳以上児	810	190	750	150
	3歳児	1,200	280	1,130	240
	満3歳児	1,880	470	1,740	400
211人から240人まで	4歳以上児	770	280	720	140
	3歳児	1,150	260	1,100	350
	満3歳児	1,840	440	1,700	510

241人から270人まで	4歳以上児	730	150	680	140
	3歳児	1,120	250	1,060	230
	満3歳児	1,800	430	1,670	390
271人から300人まで	4歳以上児	710	150	660	140
	3歳児	1,090	250	1,040	230
	満3歳児	1,780	430	1,640	390
301人以上	4歳以上児	640	150	640	140
	3歳児	1,030	360	1,020	230
	満3歳児	1,720	540	1,620	390

(2) 保育所、認定こども園（保育認定）

（単位：円）

定員区分	年齢区分	保育所		認定こども園（保育認定）	
		賃金改善部分	国家公務員給与改定対応部分	賃金改善部分	国家公務員給与改定対応部分
10人まで	4歳以上児			6,760	1,780
	3歳児			7,180	1,870
	1、2歳児			8,580	2,290
	乳児			10,860	2,790
11人から20人まで	4歳以上児	4,240	880	4,020	970
	3歳児	4,670	980	4,440	1,060
	1、2歳児	6,070	1,400	5,840	1,460
	乳児	8,350	1,900	8,120	1,960
21人から30人まで	4歳以上児	2,980	650	2,830	610
	3歳児	3,410	740	3,250	700
	1、2歳児	4,800	1,210	4,650	1,220
	乳児	7,080	1,700	6,930	1,720
31人から40人まで	4歳以上児	2,300	550	2,190	520
	3歳児	2,730	640	2,610	610
	1、2歳児	4,130	1,110	4,010	1,010
	乳児	6,410	1,600	6,290	1,510
41人から50人まで	4歳以上児	2,200	530	2,080	470
	3歳児	2,630	620	2,500	570
	1、2歳児	4,020	1,080	3,900	1,100
	乳児	6,300	1,580	6,180	1,600
51人から60人まで	4歳以上児	1,910	380	1,800	520
	3歳児	2,340	480	2,230	610
	1、2歳児	3,730	1,010	3,630	920
	乳児	6,010	1,510	5,910	1,420
61人から70人まで	4歳以上児	1,700	340	1,610	390
	3歳児	2,130	440	2,030	480
	1、2歳児	3,520	870	3,430	880
	乳児	5,800	1,360	5,710	1,370
71人から80人まで	4歳以上児	1,540	320	1,470	340
	3歳児	1,970	410	1,890	430
	1、2歳児	3,370	940	3,290	840

	乳児	5,650	1,430	5,570	1,340
81人から 90人まで	4歳以上児	1,420	280	1,350	310
	3歳児	1,850	370	1,780	400
	1、2歳児	3,250	940	3,180	820
	乳児	5,530	1,450	5,460	1,310
91人から 100人ま で	4歳以上児	1,290	240	1,230	370
	3歳児	1,720	340	1,650	460
	1、2歳児	3,110	870	3,050	780
	乳児	5,390	1,370	5,330	1,270
101人か ら110人 まで	4歳以上児	1,210	320	1,160	260
	3歳児	1,640	410	1,580	350
	1、2歳児	3,040	760	2,980	770
	乳児	5,320	1,250	5,260	1,260
111人か ら120人 まで	4歳以上児	1,150	210	1,100	250
	3歳児	1,580	300	1,520	340
	1、2歳児	2,970	740	2,920	860
	乳児	5,250	1,260	5,200	1,360
121人か ら130人 まで	4歳以上児	1,100	200	1,050	230
	3歳児	1,530	300	1,470	320
	1、2歳児	2,920	730	2,870	740
	乳児	5,200	1,240	5,150	1,230
131人か ら140人 まで	4歳以上児	1,050	200	1,010	220
	3歳児	1,480	300	1,430	320
	1、2歳児	2,870	730	2,830	730
	乳児	5,150	1,230	5,110	1,230
141人か ら150人 まで	4歳以上児	1,010	180	970	210
	3歳児	1,440	280	1,390	300
	1、2歳児	2,830	720	2,790	730
	乳児	5,110	1,220	5,070	1,230
151人か ら160人 まで	4歳以上児	1,060	180	1,020	200
	3歳児	1,490	270	1,440	290
	1、2歳児	2,880	730	2,840	720
	乳児	5,160	1,230	5,120	1,220
161人か ら170人 まで	4歳以上児	1,020	180	990	210
	3歳児	1,450	270	1,410	300
	1、2歳児	2,850	720	2,810	820
	乳児	5,130	1,220	5,090	1,320
171人以 上	4歳以上児	990	170	960	290
	3歳児	1,420	270	1,380	380
	1、2歳児	2,810	730	2,780	710
	乳児	5,090	1,230	5,060	1,210

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

魚津市長 あて

住所
法人名称
理事長名

年度 魚津市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金
交付申請書

年度において魚津市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業を
実施したいので魚津市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金
金 円を交付されるよう魚津市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時
特例事業補助金交付要綱第 4 条の規定により、次の関係書類を添えて申請し
ます。

関係書類

- 1 年度 保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業賃金改善計
画書（様式第 2 号）
- 2 年度 魚津市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業収支
予算書
- 3

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業賃金改善計画書

令和4年 月 日

市 町 村 名	
施設・事業所名	
施設・事業所類型	
施設・事業所番号	

1. 補助額

① 事業実施期間	令和4年 月 ~ 令和4年 月
令和3年度	
② 補助見込額(賃金改善部分)	
③ 同一事業者内における拠出見込額・受入見込額	
④ 調整後補助見込額(賃金改善部分)(②+③)	
令和4年度	
⑤ 補助見込額(賃金改善部分)	
⑥ 同一事業者内における拠出見込額・受入見込額	
⑦ 調整後補助見込額(賃金改善部分)(⑤+⑥)	
⑧ 補助見込額(国家公務員給与改定対応部分)	
⑨ 調整後補助見込額合計(賃金改善部分)(④+⑦)	
⑩ 補助見込額合計(②+⑤+⑧)	

※ ②・⑤・⑧欄については、補助基準額、年齢別平均利用児童数(見込)及び事業実施月数により算定された金額を記入すること。

※ ③・⑥欄については、同一設置者・事業者が運営する他の施設・事業所から本事業の補助額の一部を受け入れた場合には当該金額を正の値で、他の施設・事業所へ拠出した場合は当該金額を負の値で記入すること。

2. 賃金改善額

令和3年度	
① 賃金改善見込額	
② 賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分	
令和4年度	
③ 賃金改善見込額	
④ 基本給及び決まって毎月支払う手当	
⑤ 基本給及び決まって毎月支払う手当の割合	
⑥ 賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分	
⑦ 賃金改善額合計((①+②)+(③+⑥))	
⑧ 本事業による賃金改善に係る計画の具体的内容を職員に周知している	
⑨ 令和4年度の賃金に関する規程について、令和3年人事院勧告を受けた国家公務員給与の改定に伴う公定価格の引下げに関わらず、当該引下げに係る分を賃金水準に反映していないこと。	
⑩ 令和4年10月以降における本事業により講じた賃金改善の水準維持	

上記の内容について、全ての職員に対し周知をした上で、提出していることを証明いたします。

令和4年 月 日

事業者名
代表者名

施設・事業所名	
---------	--

賃金改善内訳（職員別内訳）

No	職員名	職種 ※2	常勤・非常勤の別 ※3	常勤換算値 ※4	令和3年度		令和4年度			備考 ※7
					賃金改善見込額 ※5	賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分 ※6	賃金改善見込額 ※5		賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分 ※6	
基本給及び決まって毎月支払う手当	その他									
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29										
30										
総額										

【記入における留意事項】

※1 施設・事業所に現に勤務している職員全員（職種を問わず、非常勤を含む。）を記入すること。

※2 職員の職種（施設長、主任保育士、保育士、調理員、事務職員 等）を記入すること。

※3 「常勤」とは、原則として施設で定めた勤務時間（所定労働時間）の全てを勤務する者、又は1日6時間以上かつ20日以上勤務している者をいい、「非常勤」とは常勤以外の者をいう。

※4 常勤換算値について、常勤の者については1.0とし、非常勤の者については、以下の算式によって得た値とする。
 [算式]
 常勤以外の職員の1か月の勤務時間数の合計÷各施設・事業所の就業規則等で定めた常勤職員の1か月の勤務時間数 = 常勤換算値

※5 賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分を除く。

※6 賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分については以下の算式により算定することを標準とする。
 [算式]
 令和2年度における法定福利費等の事業主負担分の総額÷令和2年度における賃金の総額×賃金改善額

※7 備考欄には、事業実施期間中の採用や退職がある場合にはその旨、また、賃金改善額が他の職員と比較して高額（低額、賃金改善を実施しない場合も含む）である場合にはその理由を記入すること。

様式第2号（第4条関係）別添2

施設・事業所名	
---------	--

同一事業者内における拠出見込額・受入見込額一覧表

番号	都道府県名	市町村名	施設・事業所名※	他事業所への拠出額	他事業所からの受入額
例1	〇〇県	〇〇市	〇〇保育所	200,000円	
合計					

※ 同一事業者が運営する全ての施設・事業所(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所、特例保育を提供する施設)について記入すること。

様式第3号（第5条関係）
魚津市指令 第 号

住所
法人名称
理事長名

年度 魚津市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金
交付決定書

年 月 日付けで申請のあった 年度魚津市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業については、次の条件を付し金 円を交付する。

年 月 日

魚津市長

条件

- 1 この補助金の対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあった年度魚津市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業とし、その内容については当該申請書記載のとおりとする。
- 2 この補助金の執行については、魚津市補助金等交付規則及び魚津市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱に基づき行うものとする。

様式第4号（第5条関係）
魚津市指令 第 号

住所
法人名称
理事長名

年度 魚津市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金
不交付決定書

年 月 日付けで申請のあった 年度魚津市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金については、不交付の決定を行いましたので、魚津市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき通知します。

年 月 日

魚津市長

理由

様式第 5 号（第 6 条関係）

年 月 日

魚津市長 あて

住所
法人名称
理事長名

年度 魚津市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業
計画等変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付の決定の通知があった
年度魚津市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金について、
下記のとおり計画を変更（中止・廃止）したいので、魚津市保育士・幼稚園
教諭等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、申請しま
す。

記

- 1 変更（中止・廃止）の理由
- 2 変更の内容（中止・廃止の場合は記載の必要なし）

様式第 6 号（第 7 条関係）

年 月 日

魚津市長 あて

住所
法人名称
理事長名

年度 魚津市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業
状況報告書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付の決定の通知があった
年度魚津市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業について、魚津
市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱第 7 条の規定
により、その状況を次のとおり報告します。

事業名	計画(A)	出来高(B)	進捗率	残高	摘要
	事業費	事業費	(B)/(A)	事業費	
	円	円	%	円	

様式第7号（第8条関係）

年 月 日

魚津市長 あて

住所
法人名称
理事長名

年度 魚津市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金
実績報告書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付の決定の通知があった
年度魚津市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業について、魚津
市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱第8条の規定
により、その実績について関係書類を添えて報告します。

関係書類

- 1 年度保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業賃金改善実績
報告書（様式第8号）
- 2 年度魚津市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業収支決
算書（見込）
- 3

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業賃金改善実績報告書

令和4年 月 日

市 町 村 名	
施設・事業所名	
施設・事業所類型	
施設・事業所番号	

1. 補助額

① 事業実施期間	令和4年 月 ~ 令和4年 月
令和3年度	
② 補助実績額(賃金改善部分)	
③ 同一事業者内における拠出実績額・受入実績額	
④ 調整後補助実績額(賃金改善部分)(②+③)	
令和4年度	
⑤ 補助実績額(賃金改善部分)	
⑥ 同一事業者内における拠出実績額・受入実績額	
⑦ 調整後補助実績額(賃金改善部分)(⑤+⑥)	
⑧ 補助実績額(国家公務員給与改定対応部分)	
⑨ 調整後補助実績額合計(賃金改善部分)(④+⑦)	
⑩ 補助実績額合計(②+⑤+⑧)	

※ ②・⑤・⑧欄については、補助基準額、年齢別平均利用児童数(見込)及び事業実施月数により算定された金額を記入すること。

※ ③・⑥欄については、同一設置者・事業者が運営する他の施設・事業所から本事業の補助額の一部を受け入れた場合には当該金額を正の値で、他の施設・事業所へ拠出した場合は当該金額を負の値で記入すること。

2. 賃金改善額

令和3年度	
① 賃金改善実績額	
② 賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分	
令和4年度	
③ 賃金改善実績額	
④ 基本給及び決まって毎月支払う手当	
⑤ 基本給及び決まって毎月支払う手当の割合	
⑥ 賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分	
⑦ 賃金改善額合計((①+②)+(③+⑥))	
⑧ 本事業による賃金改善に係る計画の具体的内容を職員に周知している	
⑨ 令和4年度の賃金に関する規程について、令和3年人事院勧告を受けた国家公務員給与の改定に伴う公定価格の引下げに関わらず、当該引下げに係る分を賃金水準に反映していないこと。	
⑩ 令和4年10月以降における本事業により講じた賃金改善の水準維持	

※ 賃金改善前後の賃金を定める規定等、必要な書類を添付すること。

上記の内容について、全ての職員に対し周知をした上で、提出していることを証明いたします。

令和4年 月 日
 事業者名
 代表者名

賃金改善内訳(職員別内訳)

No	職員名	職種 ※2	常勤・非常勤の別 ※3	常勤換算値 ※4	令和3年度		令和4年度			賃金改善月額 ※7								備考 ※8		
					賃金改善額 ※5	賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分 ※6	賃金改善額 ※5		賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分 ※6	令和3年度	令和4年度									
							基本給及び決まって毎月支払う手当	その他		平均	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	平均			
1																				
2																				
3																				
4																				
5																				
6																				
7																				
8																				
9																				
10																				
11																				
12																				
13																				
14																				
15																				
16																				
17																				
18																				
19																				
20																				
21																				
22																				
23																				
24																				
25																				
26																				
27																				
28																				
29																				
30																				
総額																				

【記入における留意事項】

- ※1 施設・事業所に現に勤務している職員全員(職種を問わず、非常勤を含む。)を記入すること。
- ※2 職員の職種(施設長、主任保育士、保育士、調理員、事務職員等)を記入すること。
- ※3 「常勤」とは、原則として施設で定めた勤務時間(所定労働時間)の全てを勤務する者、又は1日6時間以上かつ20日以上勤務している者をいい、「非常勤」とは常勤以外の者をいう。
- ※4 常勤換算値について、常勤の者については1.0とし、非常勤の者については、以下の算式によって得た値を記入すること。
 [算式]
 常勤以外の職員の1か月の勤務時間数の合計÷各施設・事業所の就業規則等で定めた常勤職員の1か月の勤務時間数=常勤換算値
- ※5 賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分を除く。
- ※6 賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分については以下の算式により算定することを標準とする。
 [算式]
 令和2年度における法定福利費等の事業主負担分の総額÷令和2年度における賃金の総額×賃金改善額
- ※7 職員ごとの賃金改善月額について以下の算式によって得た金額を記入すること。
 [算式]
 当該月における賃金改善額÷常勤換算値=賃金改善月額
- ※8 備考欄には、事業実施期間中の採用や退職がある場合にはその旨、また、賃金改善額が他の職員と比較して高額(低額、賃金改善を実施しない場合も含む)である場合についてはその理由を記入すること。

様式第8号（第8条関係）別添2

施設・事業所名	
---------	--

同一事業者内における拠出実績額・受入実績額一覧表

番号	都道府県名	市町村名	施設・事業所名※	他事業所への拠出額	他事業所からの受入額
例1	〇〇県	〇〇市	〇〇保育所	200,000円	
合計					

※ 同一事業者が運営する全ての施設・事業所(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所、特例保育を提供する施設)について記入すること。

様式第9号（第9条関係）
魚津市指令 第 号

住所
法人名称
理事長名

年度 魚津市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金
額確定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度魚津市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金については、魚津市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱第9条の規定により、交付額を金円に確定する。

年 月 日

魚津市長